

X. 埼玉県スキー連盟 教育本部規程関係

埼玉県スキー連盟 教育本部規程

(定義)

第1条 埼玉県スキー連盟規約第10条に基づき埼玉県スキー連盟教育本部（以下「教育本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 教育本部は、社会体育におけるスキー及びスノーボードの普及、発展並びに強化を図ると共に、傷害防止対策を行う。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー及びスノーボードの指導者の育成並びに強化
- (2) スキー及びスノーボードに関する講習会、検定会、研究会等の開催
- (3) 埼玉県スキー連盟の要請による協力体制の確立
- (4) 関係スキー団体との連絡協議
- (5) その他任務を達成するため、理事会からの諮問に対する事業の実施

(組織)

第4条 教育本部は第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる部及び委員会を置く。

- (1) 教育本部は公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）指導員及び準指導員の資格を有し本県連より SAJ に登録される者及びそれ以外の者で本県連より SAJ 一般会員登録される者で構成される
- (2) 総務部は、企画委員会、経理委員会、OA 委員会、安全対策委員会を置く
- (3) 教育部は、指導委員会、検定委員会、技術委員会を置く
- (4) 強化推進部は、技術強化委員会、スノーボード委員会を置く
- (5) 前条に定める各委員会の業務は教育本部管理運営細則に定める
- (6) 教育本部は各事業を円滑に行うため、県下をブロックに分け、各ブロックより委員を選出する。なお、委員の選出は別に定める

2 教育本部の組織は別表のとおりとする。

(役員)

第5条 教育本部は次の役員を置く。

本部長 1名、副本部長 若干名、部長 3名、委員長9名、副委員長 若干名、顧問 若干名、参与 若干名、相談役 若干名、委員80名程度

第6条 前条に定める役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 本部長は理事会で選出され、評議員会で承認を得る
- (2) 副本部長、部長、委員長、副委員長は本部長の推薦とし、理事会の承認を得、評議員会に報告する
- (3) 委員はブロック毎に定められた員数によって選出されるが各市町村連盟の承認を得る。本部長の推薦する28名以内の者を加えることができる
- (4) 顧問、参与、相談役は必要に応じ本部長が委嘱し理事会に報告する

(任期)

第7条 役員の任期は、県連役員通常任期を準用する。

(役員職務)

第8条 各役員職務は次のとおりとする

- (1) 本部長は教育本部を代表し会務を総理する
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故ある時はその職務を代行する
- (3) 部長は担当委員会所管事項を処理する
- (4) 委員長は各委員会所管事項を処理する
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する

(6) 委員は各委員長の指示に従い、会務を処理する

(会議)

第9条 教育本部は以下の会議を行う

- (1) 本部会議は本部長、副本部長をもって構成し、必要に応じて本部長が招集する
- (2) 常任委員会は本部長、副本部長、部長、委員長、副委員長をもって構成し、必要に応じ本部長が招集する
- (3) 委員会は本部長、副本部長、部長、委員長、副委員長、委員をもって構成し、必要に応じ本部長が招集する
- (4) 部会は部長、委員長、副委員長、委員をもって構成し、必要に応じて部長が招集する
- (5) 本部長はいずれの会議においても必要がある時は顧問、相談役を出席させることができる
- (6) 各委員会会議は担当正副本部長、部長、委員長、副委員長、委員をもって構成し、必要に応じ委員長が招集する
- (7) 教育本部の全ての会議は埼玉県スキー連盟会議運営細則に基づいて運営されるものとする

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て評議員会の承認を得る。

附 則

この規程は昭和42年11月28日施行の教育本部規定を平成29年10月1日に全面改定し、施行する。

令和元年9月29日 改正

埼玉県スキー連盟 教育本部管理運営細則

(目的)

第1条 教育本部規程を補い事業の円滑な実施を図るために本管理運営細則を設ける。

(事務分掌)

第2条 教育本部規程第4条第2項に定める各部及び各委員会の所管事項は次のとおりとする。

1. 総務部

(1) 企画委員会

- ① 教育本部行事の立案及び計画に関すること。
- ② 教育本部会議の運営及び議事録の作成に関すること。
- ③ 各委員会報告書の受理及びその伝達と各種文書の保管に関すること。
- ④ スキー普及発展に関する資料作成及びPRに関すること。
- ⑤ 協賛スキー場及び旅館、協力スキー場に関すること。
- ⑥ 各種願書及び申込書の受理と関連委員会への通達に関すること。
- ⑦ 各委員会の連絡調整に関すること。
- ⑧ 教育本部窓口事務に関すること。
- ⑨ 公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者制度に関すること。
- ⑩ 部員相互の親睦を図るために必要な事項に関すること。

(2) 経理委員会

- ① 経理・会計・備品管理に関すること。

(3) OA委員会

- ① 大会・行事の電算処理に関すること。
- ② 部員のデータに関すること。
- ③ 部員のSAJシクミネット処理に関すること。
- ④ 県外において研修会等に出席した場合の依頼、報告に関すること
- ⑤ 教育本部ホームページの管理運営に関すること。
- ⑥ その他データ処理に関すること。

(4) 安全対策委員会

- ① 傷害防止対策に関すること。
- ② 安全なスノースポーツの普及に関すること。
- ③ 大会等の安全運営に関すること。
- ④ スキーパトロールの育成に関すること。

2. 教育部

(5) 指導委員会

- ① 指導者研修会（公認検定員クリニックを含む）に関する諸手続きから結果報告に関すること。
- ② 指導法の研究並びに普及に関すること。
- ③ 北関東ブロック指導者研修会に関すること。
- ④ その他指導に関すること。

(6) 検定委員会

- ① スキー指導者検定に関する諸準備から結果報告に関すること。
- ② スキーバッジテストに関する諸準備から結果報告に関すること。
- ③ スキー公認検定員資格に関する諸手続きから結果報告並びに更新登録に関すること（公認検定員クリニックは除く）。
- ④ 埼玉県スキー技術選手権大会に関する諸準備から結果報告に関すること。
- ⑤ デモンストレーター及び強化指定選手の選考に関する諸準備から結果報告に関すること。
- ⑥ SAJ 行事への参加手続きに関すること。
 - (ア) 指導員検定出願の諸手続きに関すること。
 - (イ) A 級検定員検定出願の諸手続きに関すること。
 - (ウ) スキー大学参加の諸手続きに関すること。
 - (エ) その他検定に関する諸手続きに関すること。
- ⑦ その他検定に関すること。

(7) 技術委員会

- ① 指導員検定及び準指導員検定受検者の養成に関すること。
- ② 公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者制度公認スキー指導員・上級指導員・教師・上級教師の専門科目に関すること。
- ③ スキーの普及発展に関すること。
- ④ 埼玉県スキー技術選手権大会の協力とその連絡調整に関すること。
- ⑤ 教育本部員の資質向上及び技術向上に関すること。
- ⑥ ジュニアスキー、障害者スキーの普及発展に関すること。

3. 強化推進部

(8) 技術強化委員会

- ① SAJ 技術員並びにデモンストレーターの統括及び研修に関すること。
- ② デモンストレーター及び強化指定選手の強化・育成に関すること。
- ③ 全日本スキー技術選手権大会及び北関東ブロック予選会に関すること。
- ④ スキー技術の研究並びに普及に関すること。

(9) スノーボード委員会

- ① スノーボード指導者研修会に関すること。
- ② スノーボード指導者の養成に関すること。
- ③ スノーボードバッジテストに関する諸準備から結果報告に関すること。
- ④ スノーボード技術選手権大会（北関東ブロック予選会）に関する諸準備から結果報告に関すること。
- ⑤ 全日本スノーボード技術選手権大会に関すること。
- ⑥ スノーボード技術の研究並びに普及に関すること。
- ⑦ その他スノーボードに関すること。

4. 所管の不明な事項ならびに突発的な事項については関連各委員会で協議の上処理するものとする。

(専門小委員会)

第3条 教育本部規程第4条に定める委員会の他、本部長は必要に応じ、専門小委員会を設けることができる。

2 専門小委員会については別に細則を定める。

(ブロック委員)

第4条 ブロック委員の選任と任務を次のように定める。

- (1) ブロック委員は各ブロックの委員の中から定められた員数によって選出し本部長が委嘱する。
- (2) ブロック委員はブロック委員長を補佐し、各ブロックの掌握及び加盟団体に教育本部各種事項の正しい伝達を行う。

(SAJ 専門委員及び技術員)

第5条 SAJ 専門委員及び技術員の選任を次のように定める。

- (1) SAJ 専門委員及び技術員の選出は、SAJ の選出基準に従い本部会議で協議し、北関東ブロック事務局経由で SAJ に推薦する。
- (2) SAJ において選任後、理事会に報告する。

(デモンストレーター及び強化指定選手)

第6条 デモンストレーター及び強化指定選手の選任と任務を次のように定める。

- (1) デモンストレーターは指導員資格を有する者の中から、別に定める選考基準により選出された者をいい、任期は次期選考会議までとする。
- (2) 強化指定選手とは、別に定める選考基準により選手された者をいい、任期は次期選考会議までとする。
- (3) デモンストレーター及び強化指定選手は技術強化委員会及びスノーボード委員会に所属し、スキー及びスノーボード技術の優れた示範者として技術の研究及び指導技術の普及に携わる。
- (4) デモンストレーター及び強化指定選手の選考基準は以下のよう定める。
 - ① デモンストレーター及び強化指定選手の選任は、選考会議において行い、本部長が委嘱する。
 - ② 選考会議は教育本部長が招集し、当該年度の埼玉県スキー技術選手権大会及び埼玉県スノーボード技術選手権大会の会期中に行う。
 - ③ 選考は当該年度のスキー技術選手権大会及びスノーボード技術選手権大会の成績により、人格及び技術が優れ、教育本部事業に貢献出来得る者を選出する。
 - ④ 選出の人数は若干名とする。

(慶弔)

第7条 教育本部員の慶弔については、本部会議において協議する。

(主管部門)

第8条 本細則は、企画委員会が主管する。

(疑義の解釈及び改廃)

第9条 本細則の条文解釈に疑義が生じた場合は、企画委員長が常任委員会に諮り、出席者の過半数の賛成をもって決定する。なお、本細則に関する議決事項については、理事会に報告する。

附 則

本細則は、令和元年9月29日から施行する。

埼玉県スキー連盟 教育本部専門小委員会細則

第1条 教育本部管理運営細則第3条に基づき、教育本部事業を補い専門的分野の知識、経験及び能力を活用するため次の小委員会を設ける。

(1) 諮問委員会

第2条 小委員会は、本部長の諮問に応え、本部長に答申する。

第3条 小委員会は、次の役員を置くことができる。

委員長 1名、副委員長 若干名、委員 若干名

第4条 前条に定める役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員は、専門性及び経験を考慮し、本部長が任命する。
- (2) 委員長は、本部長の推薦により本部会議で決定する。
- (3) 委員は、本部長の諮問に応じて教育本部の会議に出席し、意見を述べるができる。
- (4) 任期は教育本部規程第7条に準ずる。

第5条 委員会は、必要に応じて本部長が招集する。

第6条 本細則は、令和元年9月29日から施行する。